

千葉県緊急ショートステイ事業調整機関会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県緊急ショートステイ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき設置する調整機関会議（以下「調整会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 調整会議を構成する職員等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢障害支援課長 2名
- (2) 高齢障害支援課課長補佐 2名
- (3) 高齢支援班主査 2名
- (4) 千葉県緊急ショートステイ事業の委託を受けた老人短期入所施設の生活指導員 1名
- (5) 千葉県あんしんケアセンターの相談業務に従事する職員 1名
- (6) 緊急ショートステイ利用を決定した区の高齢障害支援課職員（説明員） 1名
- (7) その他、市長が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号に規定する職員の年度毎の配置は、別表のとおりとする。

(議長及び副議長)

第3条 調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、当該年度に老人福祉法を担当する区の高齢障害支援課長とし、副議長は、次年度に老人福祉法を担当する区の高齢障害支援課長とする。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催等)

第4条 要綱第6条第1項に規定する調整会議の開催依頼は、緊急ショートステイの利用を決定した区の高齢障害支援課長が、その決定後速やかに千葉県緊急ショートステイ事業調整機関会議開催依頼通知書（様式第1号）により議長あて通知するものとする。

- 2 前項の利用を決定した区の高齢障害支援課長は、調整会議の資料として利用者の状況等を記載した千葉県緊急ショートステイ事業調整機関会議処遇判定票（様式第2号）を、会議開催の2日前までに議長あて送付するものとする。
- 3 調整会議は、議長が千葉県緊急ショートステイ事業調整機関会議開催通知書（様式第3号）により招集し、緊急ショートステイ利用決定後原則10日以内に開催するものとし、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第2条第1項第5号の職員への通知は、緊急ショートステイの利用を決定した区の高齢障害支援課長が行う。
- 4 議長は、構成員の意見を十分聴取し全員一致にて、要綱第6条第2項に定める当該利用者の処遇方針を決定するものとする。ただし、全員一致のない場合は、多数

をもって決する。

(調整結果)

第5条 議長は、調整会議での結果を千葉市緊急ショートステイ事業調整機関会議結果通知書(様式第4号)により、当該区の高齢障害支援課長あて通知するものとする。

(秘密の保持)

第6条 第2条に規定する調整会議を構成する職員等は、利用者及びその世帯のプライバシーを尊重し、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
なお、その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、議長を担当する区の高齢障害支援課に置く。

2 事務局は、調整会議終了後、議事録を作成するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

年次 職員	1	2	3	4	5	6
高齢障害支援課長	*若葉区 花見川区	*花見川区 稲毛区	*稲毛区 美浜区	*美浜区 中央区	*中央区 緑区	*緑区 若葉区
高齢障害支援課長補佐	稲毛区 美浜区	美浜区 中央区	中央区 緑区	緑区 若葉区	若葉区 花見川区	花見川区 稲毛区
高齢支援班主査	中央区 緑区	緑区 若葉区	若葉区 花見川区	花見川区 稲毛区	稲毛区 美浜区	美浜区 中央区

備考：*印は、議長担当区